

防衛装備に係る事業者の下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定に向けた
有識者検討会の設置について

令和5年6月28日
経済産業省、防衛装備庁

我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものであり、その強化は必要不可欠である。

防衛生産・技術基盤は、大企業のみならず、中堅から中小・小規模企業に至るまで多くの企業が参画し、直接の取引先やその先の取引先も含めて、長く、複雑な防衛産業のサプライチェーンにより構成されている。

防衛予算が増額する一方で、近年、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決定する事業者が断続的に現れている。防衛装備品の調達に適正化を通じて、防衛産業のサプライチェーンを構成する下請事業者も含め、我が国の防衛生産・技術基盤の強化を図ることが重要である。

また、現在、主に中小・小規模企業を対象に、その取引慣行の改善に向け、業種別の下請適正取引等推進ガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）の策定が進められており、例えば、「武器」に係る下請取引については、「産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」において対象とされている。

一方で、

- ・例えば、レーダーなどの防衛装備については、「武器」には含まれないため、「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」でカバーしているとも考えられる一方で、「防衛産業」という分類では、武器の製造と同じ課題を抱えている可能性があり、それぞれ別のガイドラインでは一覧性に欠けること
- ・防衛産業のサプライチェーンにおいては、契約毎に、ある企業がプライムコントラクターとなるケース、サブコントラクターとなるケースなど、それぞれの契約の事情等に応じた事業実施体制を構築することが通例であり、こうした点を含めて防衛産業の特徴に配慮したガイドラインとする必要があると考えられること

など、現在の各分野をカバーするガイドラインで個別にアプローチする手法では、防衛産業を俯瞰した防衛装備品の調達における適正な下請取引の推進等において必ずしも十分ではない可能性がある。

以上を踏まえ、防衛装備品の調達の適正化を通じて、防衛産業を構成する取引事業者全体での企業価値の最大化を図るとともに、防衛生産・技術基盤の強化を図るため、我が国の防衛産業の適正な下請取引等の推進について有識者及び業界団体を参加者とする検討会を設置し、意見を求めることを通じて、経済産業省及び防衛装備庁が協力して、防衛産業の特徴に配慮した、「防衛産業の下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（仮称）を整備することを目指す。